

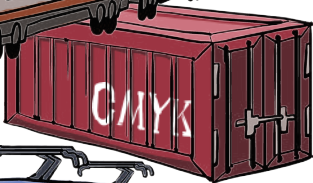
鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

電気ディーゼル機関車、エアブレーキ

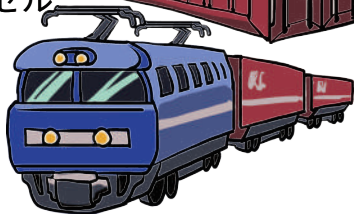
電車



コンテナ



電気ディーゼル
機関車



86 類

鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、
鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式
交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

重要な部・類の注

≪第 86 類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれら
の部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分
品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
の注の規定≫

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら
木及びコンクリート製の空気
浮上式鉄道用の案内軌道走行路（第 44.06 項及び第 68.10
項参照）
- (b) 第 73.02 項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資
材
- (c) 第 85.30 項の信号用、安全用又は交通管制用の電気機
器

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ① 木製の軌道用まくら木は第 86 類に分類されるが、コン
クリート製の軌道用まくら木は第 86 類に分類されない。
- ② 電気ディーゼル機関車は第 86 類に分類されるが、クレー
ン車は第 86 類に分類されない。
- ③ エアブレーキ、シートベルトは、どちらも第 86 類に分
類される。

86 類

鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、
鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式
交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①木製の軌道用まくら木は第 86 類に分類されるが、コンクリート製の軌道用まくら木は第 86 類に分類されない。
- ②電気ディーゼル機関車は第 86 類に分類されるが、クレーン車は第 86 類に分類されない。
- ③エアブレーキ、シートベルトは、どちらも第 86 類に分類される。

【解答】 ②

電気ディーゼル機関車は第 86 類に分類されるが、クレーン車は第 87 類（鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品）に分類される。

①木製の軌道用まくら木は第 44 類（木材及びその製品並びに木炭）、コンクリート製の軌道用まくら木は第 68 類（石、プラスタール、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品）にそれぞれ分類される（第 86 類注 1 (a) 参照）。

③エアブレーキは第 86 類に分類されるが、シートベルトは第 87 類（鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品）に分類される。

鉄道用及び軌道用以外の車両
並びにその部分品及び附属品

トラクター、コンクリートミキサー車、クレーン車、乳母車（うばぐるま）、自動車用ハンドル、自動車用バンパー、戦車、自動車用車体、幼児用自転車、フロントガラス（風防）

幼児用
自転車

自動車用車体



乳母車

フロントガラス
(風防)

トラクター



戦車

鉄道用及び軌道用以外の車両
並びにその部分品及び附属品

重要な部・類の注

《第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品の注の規定》

【注】

2 この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作った車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有しないかを問わない。

第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）はトラクターとともに提示する場合であっても、それらがそれぞれ属する項に属する。

4 第 87.12 項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第 95.03 項に属する。

【号注】

1 第 8708.22 号には、次の物品のみを含む。

(a) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）

(b) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）ただし、第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。

87 類

鉄道用及び軌道用以外の車両 並びにその部分品及び附属品

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①完成した常用車、トラクター、ブルドーザーは、すべて第 87 類に分類される。
- ②自転車、乳母車、戦車は、すべて第 87 類に分類される。
- ③消防車、モーターサイクル、航空機は、すべて第 87 類に分類される。

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①完成した乗用車の椅子、自動車用強化ガラス、自動車用じゅうたんは、すべて第 87 類に分類されない。
- ②完成した乗用車のエアコン、エンジン、ハンドルは、すべて第 87 類に分類される。
- ③完成した乗用車の車体、バンパーは第 87 類に分類されるが、アルミホイール、ゴム製タイヤは第 87 類に分類されない。

鉄道用及び軌道用以外の車両 並びにその部分品及び附属品

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①完成した常用車、トラクター、ブルドーザーは、すべて第 87 類に分類される。
- ②自転車、乳母車、戦車は、すべて第 87 類に分類される。
- ③消防車、モーターサイクル、航空機は、すべて第 87 類に分類される。

【解答】 ②

- ①完成した常用車、トラクターは第 87 類に分類されるが、ブルドーザーは第 84.29 項に分類される。
- ③消防車、モーターサイクルは第 87 類に分類されるが、航空機は第 88 類（航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品）に分類される。

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

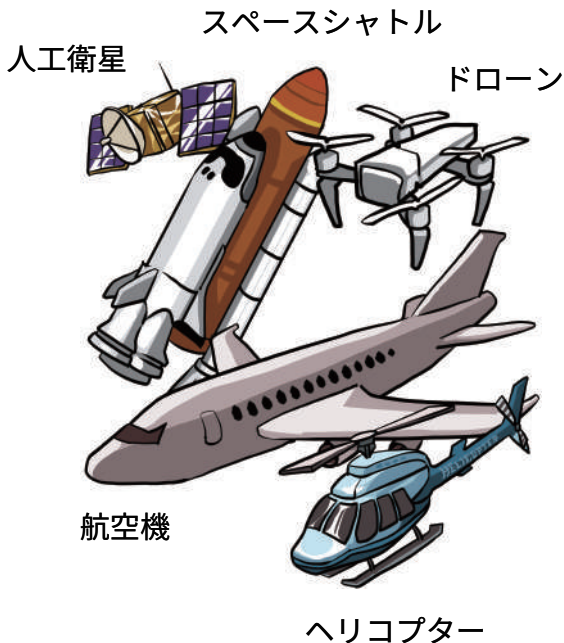
- ①完成した乗用車の椅子、自動車用強化ガラス、自動車用じゅうたんは、すべて第 87 類に分類されない。
- ②完成した乗用車のエアコン、エンジン、ハンドルは、すべて第 87 類に分類される。
- ③完成した乗用車の車体、バンパーは第 87 類に分類されるが、アルミホイール、ゴム製タイヤは第 87 類に分類されない。

【解答】 ①

- 完成した乗用車の一部であっても、椅子は第 94 類（家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物）、自動車用強化ガラスは第 70 類（ガラス及びその製品）、自動車用じゅうたんは第 57 類（じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物）にそれぞれ分類される。
- ②完成した乗用車のハンドルは第 87 類に分類されるが、完成した常用車のエアコン、エンジンは、どちらも第 84 類（原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品）に分類される。
 - ③完成した乗用車の車体、バンパー、アルミホイールが第 87 類に分類され、ゴム製タイヤは第 40 類（ゴム及びその製品）に分類される。

88 類

航空機及び宇宙飛行体並びに
これらの部分品



航空機及び宇宙飛行体並びに
これらの部分品

重要な部・類の注

《第 88 類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品》

【注】

1 この類において、「無人航空機」とは、第 88.01 項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第 95.03 項参照）。

航空機及び宇宙飛行体並びに
これらの部分品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

気球、グライダー、落下傘、航空機用エンジン、ヘリコプターは、すべて第 88 類に分類される。

【問題】

無人航空機に該当するドローンであって、デジタルカメラを装着したものは、玩具として第 95 類に分類される。

【問題】

第 88 類の類注において、同類の無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まないこととされている。

航空機及び宇宙飛行体並びに
これらの部分品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

気球、グライダー、落下傘、航空機用エンジン、ヘリコプターは、すべて第 88 類に分類される。

【解答】 誤り。

気球、グライダー、落下傘、ヘリコプターは第 88 類に分類されるが、航空機用エンジンは第 84 類（原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品）に分類される。

【問題】

無人航空機に該当するドローンであって、デジタルカメラを装着したものは、玩具として第 95 類に分類される。

【解答】 誤り。

無人航空機（ドローン）およびその部分品は、第 88 類に含まれ、第 95 類の玩具には、ドローンが含まれない（第 88 類注 1）。

【問題】

第 88 類の類注において、同類の無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まないこととされている。

【解答】 正しい。

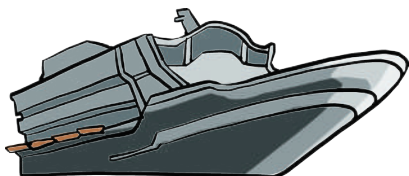
本問のような玩具は、第 95 類に分類される（第 88 類注 1）。

89 類

船舶及び浮き構造物

スポーツ用ボート、カヌー

スポーツ用ボート



貨物船



ヨット

カヌー



89 類

船舶及び浮き構造物

出題例

【問題】 次のうち第 89 類に分類されないものはどれか。

- ① スポーツ用ボート
- ② カヌー
- ③ 水陸両用車両

船舶及び浮き構造物

解答

【問題】 次のうち第 89 類に分類されないものはどれか。

- ① スポーツ用ボート
- ② カヌー
- ③ 水陸両用車両

【解答】 ③

水陸両用車両は、第 87 類（鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品）に分類される（第 17 部注 4（b）参照）。